

# 別海町営住宅の入居資格について

町営住宅に入居するには、下記の条件を全て備えていなければなりません。

① 別海町内に住所または勤務先がある方

② 現に住宅に困窮している方

③ 町税等を滞納していない方

④ 原則として入居時に決定家賃の3ヶ月分の敷金を支払える方

(ただし、申し込み時に、すでに生活保護費を受給している方は免除されます)

⑤ 単身入居の場合、「本人の年齢が60歳以上」、「すでに生活保護を受けている」、「障害者手帳や療育手帳を所持している」のうち、いずれか1つでも該当している方

⑥ 公営住宅法による認定収入月額基準に該当している方

一般世帯 月額 158,000円以下

裁量階層世帯 月額 214,000円以下

※下記のいずれか1つでも該当する世帯が裁量階層世帯となります

○入居者及び同居者の全員が60歳以上の世帯

○小学校就学前の児童がいる世帯(該当の児童が小学校に就学した場合、一般階層となります)

○「身体障害者手帳1～4級」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」のうち、いずれかの交付を受けている方がいる世帯

※認定収入月額とは

世帯全員の年間総所得(総収入ではありません)より、公営住宅法に準じて算出した額を控除した額を、12(1年=12ヶ月)で除した額

参考：年間所得の上限：世帯主・妻・子供2人(小学生以上)の4人家族	3,036,000円
世帯主・妻の2人家族	2,276,000円

高齢者(70歳以上)が世帯にいる場合や、母子家庭・父子家庭の場合は、控除額が増えるため上限が引き上げられます。

※認定収入月額の詳しい算定方法は、別紙「認定収入月額算定方法」を参照してください。

⑦ 申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではないこと

# 特定公共賃貸住宅の入居資格について

特定公共賃貸住宅に入居するには、下記の条件を全て備えていなければなりません。

- ① 別海町内に住所または勤務先がある方
- ② 町税等を滞納していない方
- ③ 原則として入居時に決定家賃の2ヶ月分の敷金を支払える方
- ④ 同居または同居しようとする親族のいる方（単身者用を除く）
- ⑤ 町長の定める認定収入月額基準に該当している方

（認定収入月額に満たない場合でも、所得の上昇が見込まれる方）

認定収入月額 158,000円以上、487,000円以下

※認定収入月額とは世帯全員の年間総所得（総収入ではありません）より、公営住宅法に準じて算出した額を控除した額を、12（1年＝12ヶ月）で除した額

参考：年間所得の下限：世帯主・妻・子供2人（小学生以上）の4人家族	3,036,000円
世帯主・妻の2人家族	2,276,000円

高齢者（70歳以上）が世帯にいる場合や、母子家庭・父子家庭の場合は、控除額が増えるため認定収入月額は少なくなります。

※認定収入月額の詳しい算定方法は、別紙「認定収入月額算定方法」を参照してください。

- ⑥ 申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではないこと

# 地域振興住宅の入居資格について

地域振興住宅に入居するには、下記の条件を全て備えていなければなりません。

- ① 別海町内に住所または勤務先がある方
- ② 家賃の負担能力がある方
- ③ 町税等を滞納していない方
- ④ 原則として入居時に決定家賃の2ヶ月分の敷金を支払える方
- ⑤ 申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではないこと